



# ひだか 商工会だより

平成 21 年 4 月 30 日 (第 67 号)

## 合併後三年、新年度に向けて

「基本理念」を次のとおり掲げました。

地域商工業者の信頼と支持される商工会づくり  
活力ある創造と協働する地域づくり

### 基本方針

世界的な原油や食料価格の高騰により、農商工業者・中小企業者など、価格転嫁が困難な立場にある生産者の活動は大きな打撃を受けています。また生活関連物資の価格上昇は、個々の生活者へ大きな影響を与えるとともに、医療や年金問題、そして雇用者間の格差問題などに起因する国民の不安感が払拭されていかない状況にあり、消費マインドをさらに冷え込ませることが懸念されます。

昨年は、国内の景気回復が弱  
い中で、世界の経済恐慌が現実  
化し、あらゆる資源の高騰に繋

がり、日本経済にとっては厳しい局面に立たされております。

特に、一時産品価格の高騰は、日本のような資源・食料輸入国にとって、国内から国外に実質的に所得が移転することを意味し、生活水準の切り下げへのリスクに直面していることにもなります。

このような中で、商工会はこれまで小規模事業者に対する経営改善普及事業の実施主体としての役割のほか、地域振興や街づくり、行政事務受託など多岐にわたる活動を展開し、地域における総合的な経済団体としての役割を果たしてきたところ

ですが、国や道・市町村の  
1  
行政財政改革の取組のほか、少子化・高齢化の予想を上回る進行や情報化の進展、小規模事業者の支援ニーズの高度化・多様化など、商工会を取り巻く経済・社会環境が大きく変化することに伴い、商工会の地域で果たす役割も変化してきているのが現実であり、こうした地域のニーズ確りと応えられる機動的な組織運営を確立していくことが不可欠であります。

従いまして、商工会として  
人と人の繋がりを活かした地域  
コミュニケーションの活力維持に貢献  
するよう、会員の皆様ととも  
に、役員員一体となり地域根ざ  
し、会員に向けた組織力発揮に  
傾注してまいりますので、本年  
度の事業遂行にあたり、日高町  
並びに関係機関のご理解・ご協  
力を引き続き賜われますようお願い  
いたします。

## 基本理念

地域商工業者の信頼と支持される商工会づくり

活力ある創造と協働する地域づくり

## 重点事項

地域産業総勢を基準とした活性化事業の展開（ホッカイドウ競馬支援等）

巡回指導の拡充強化

情報化の積極的推進（ホームページ拡充とネットによる情報化）

商工会員の加入促進

財政基盤強化対策事業の推進

経営革新支援事業の推進

以上平成二十一年度事業計画案より

通常総会は、五月十九日午後二

時より門別公民館で開催されることになりました。

議案は九議案提案され、本年度は役員任期満了により役員改選が行われます。

## 雇用保険料率

平成二十一年度より雇用保険の料率が次のとおり変更となります。

### 【一般の事業】

保険料率千分の十一

（事業主千分の七）

（労働者千分の四）

### 【農林水産・清酒製造】

保険料率千分の十三

（事業主千分の八）

（労働者千分の五）

### 【建設業】

保険料率千分の十四

（事業主千分の九）

（労働者千分の五）

## マル経一千五百万まで

マル経融資制度（小規模事業者経営改善資金融資制度）の融資限度額が一千万円から一千五百万円まで拡充されました。また、返済期間も運転資金五年以内から七年以内に、設備資金は七年以内から十年以内と期間が延びました。融資利率は四月十五日現在で二・一％となっています。

マル経融資制度は、無担保・無保証で、金利も低金利の融資制度ですが、融資を受けるには条件があります。

商工会の経営指導を六ヶ月以上受けていること。

所得税、法人税、事業税等の義務納税額を完納していること。  
商工業者として一年以上事業

を行っていること。

また、商工会で行われる金融審査会の推薦を受ける必要があります。

詳しくは

商工会まで

お問合せください。



## 女性部長は小谷節子さん

女性部総会

四月二十一日出席者九十五名（委任出席含む）で女性部の総会が開催され、提案された議案は原案どおり可決承認されました。

なお、役員改選では、部長に小谷節子（新任）さん。副部長には今井絹江さん（留任）、鎌田雪子さん（新任）、樽屋れい子さん（新任）、安田敏枝さん（新任）が執行部から指名され、満場一

## 平成二十一年度通常総会

日高町商工会平成二十一年度

致により承認されました。

最後に、永年部長を務めた堀江育子さんに対して、感謝の言葉と花束が贈呈されました。

## 「ヤマだべさ弁当を復活させる会」を継続事業

青年部総会

四月二十二日青年部の総会が開催され、提案された議案の全てが原案どおり可決承認されました。

二十一年度の事業計画では、昨年度実施した「ヤマだべさ弁当を復活させる会」の事業を継続して行うこととし、販売活動やヤマベを使った新たな商品開発を行うこととしています。

また、最後に役員改選が行われ次のとおり承認されました。部長に望月章（留任）、副部長

坂本達哉（留任）、金村佳嗣（留任）、廣木俊隆（新任）



完成した弁当にぎり3個入り

## 建設業決算報告書

建設業の決算報告書様式が変わりました。

様式は、次の要領でダウンロードして下さい。

北海道庁（右下のバナー）  
電子申請／申請書ダウンロード

北海道電子自治体共同システム（左下のバナー）

電子申請（様式ダウンロード）

キーワードで検索

【建設業】と入力すると

建設業に係る各様式があり

ます。様式には個人・法人の建設業決算報告書から、経営審査

事項、更新許可申請様式もあります。必要に応じてダウンロード

してご使用してください。

ダウンロードができない場合は、商工会でダウンロードして

用紙をお渡しすることもできます。（有料）

『ホットニュースをお届け

します』

商工会HPリニューアル

平成十九年に商工会が合併して

からホームページを閉鎖して

おりましたが、この度リニューアルしてオープンすることになりました。

日高町の特産品やイベント情報、見どころなどを満載し、

楽しいホームページとなりました。また、商工会からの情報も

随時掲載していきますので、是非ご覧下さい。

<http://www.h-hidaka.com>

「日高町商工会」で検索しても

ヒットします。

商工会勤務時間変更

五時十五分まで

商工会庶務規程の改正により、



職員の勤務時間が、従来午後五

時から十五分延びて、午後五時

十五分までとなりました。

これに伴い、商工会も午後五

時十五分まで業務を行っていま

すので、ご了承ください。

日高町複合施設（サンポッケ）

利用料の改定

日高町複合施設（研修室・多目的ホール）管理規程（平成九年二月八日施行）の一部を次のとおり改正する。

（使用料）

五条 前条の規定により使用許可を受けた者の使用料は、別表に定める使用料とする。

五条の二 使用者は、使用許可と同時に使用料を納入しなければならぬ。ただし、日高町商工会長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができるものとする。

五条の三 既納の使用料は還付しない。ただし、日高町商工会長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された使用料の一部又は全部を還付することができる。

（使用料の減免）

六条 日高町商工会長は、次の各号に掲げる区分に応じ、使用料を減額及び免除することができる。

減額 商工団体等日高町商工会長が認める団体が使用する場合における使用料は、別表の規定にかかわらず、四時間あたり二〇〇円とする。

免除 日高町商工会が主催する行事等に使用するとき。

\*基本料を四時間とし、超過時間一時間（一時間に満たない端数は切り上げる）について規定使用料の四分の一を加算する。

\*冷房・暖房を必要とするときは、それぞれ規定使用料の五割増しの額を徴収する。

\*町外の利用者で営利を目的としない使用については、規定使用料の三〇割増しの使用料を徴収する。

\*収益（営利を目的とする商業活動及び入場料を徴収する催し

物等）を目的とする利用の場合には、町民にあつては規定使用料の二〇割増し、町民以外の者にあつては五〇割増しの使用料を徴収する。

\*使用料に一〇円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

雇用調整助成金制度の拡充

景気の変動、産業構造の変化

その他経済上の理由により事業

活動の縮小を余儀なくされた場

合において、その雇用する労働

者や役務の提供を受けている派

遣労働者の雇用の安定を図るた

め、休業等の実施により雇用調

整助成金及び中小企業緊急雇用

安定助成金を受給する事業主の

うち、解雇等を行わない事業主

の助成率を上乘せします。

助成率は

雇用調整助成金

三分の二 三分の四

五分の四 十分の九

施設利用料

（単位：円）

施設名		基本料	冷・暖房料
		4 時 間	
二 階	多目的ホール	3,150	1,570
	カルチャー教室	840	420
	小会議室	840	420
	展示・休憩室		

詳しくは、最寄の労働局またはハローワークへお問合せください。